国土交通省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番	提案	提案区分 提案事項名		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所 管・関係府 団体名 省	名をの他記事	也(特	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								団	団体名	支障事例		人。	
188 す利	地方に対して	11_その他		登録免許税の軽減等を受けるために必要となる市区で表の住宅用家屋証明発行事務を廃止すること。	町 祖税特別措置法に基づき、住宅用家屋の取得等後1年以内に登記を受けるもの等について登録免許税の軽減を受けるものには、住宅用の家屋であることを当該家屋が所在する市区町村長が証明したものが必要とされている。当市ではこの住宅用家屋証明の交付件数は定では、9位代表が、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が、年間の交付件数は平均で6,000~7,000件と件数が、年間の変付件数は平均で6,000~7,000件と件数が、年間の変付件数は平均で6,000~7,000件と件数が、年間の変付件数はでは、1000~1,000件と件数が、10位代表が、10位代表が、10位代表が多く、2000~1,000件と件数が多く、20位代表が、10位代表が高いまでは、10位代表が多いでは、10位代表が多いでは、10位代表が多いでは、10位のでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000件と件数が多いでは100~1,000円では100~1,000円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円では100円である。1,000円では100円であると考える。1,000円であると考える。1,000円であると考える。1,000円であると考える。1,000円であると考える。1,000円であると考える。1,000円であるとでは100円であると考える。1,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であるとである。第100円が100円であると考える。2,000円であると考える。2,000円であるとでは100円であるとである。1,000円であるとでは100円である。1,000円であるに対して100円であるに対して100円である。1,000円であるに対し100円であるとで行うことに対して100円であるに対して100円であるに対して100円であるに対して100円であるに対して100円であるに対しである。1,000円であるに対して100円であるでは100円であるとでは100円であるとで100円であるとで100円であるとで100円であるとで100円であるとで100円であるに対して100円であるに対しであるに対しであるに対して100円であるに対して100円であるに対して100円であるに対して100円であるに対しであるに対しでは100円であるに対しでは100円であるに対しでは100円では100円であるに対しでは100円であるに対しでは100円であるに対しでは100円	が省かれ、利便性が向上する。	租行条、税規の名の名のに明いて日宅住 を利力を、発生の経験を対して、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	国土交 市市 会	都長	市千市八沢県半市市、選手市市、	高市女子、豊市学山、崎、京市長橋、和陽高崎、京市長橋、和陽高市船区、野市豊田小松、橋、藤、田・野市	サウナグル 可叩車攻入の台州が増加している	町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合に生じうる税制実務への影響を考慮し、代替措置を適切に講ずることが可能か精査のうえ、対応方針を検討してまいりたい。なお、住宅用家屋証明書の提出が義務付けられている住宅用家屋に係る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度末が適用期限となっていることから、今般の提案事項については令和4年度税制改正の検討過程において併せて検討する必要があり、その対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正内容が確定した段階で公表が可能となる旨、ご留意いただきたい。	務を廃止すること、言い換えれば、証明書のための要件審査及び証明書発行の主体(窓口)を見直すことを求めており、証明書そのものの存在を否定している訳ではない。 もちろん、証明書そのものが廃止されれば、それに伴って市区町村における証明発行事務も廃止されるため、そのような結論となることも各かではないが、証明書そのものの廃止と要件審査・証明書発行の	

国土交通省 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を	対応方針の措置(検討)状況			
見解	主国加争宏 主国的仪式 主国副刊表加500志光	近来分未決可守门即公が300工な行決可の抗派(主派争奏)	古州自かりの第2次回日	<当該対応方針決定年>として併記	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		○地方公共団体の事務の合理化及び住民の利便性向上の観点か	い 町村への事務負担の軽減の要望を踏まえつつ、廃止した場合にうる税制実務への影響を考慮し、審査主体の見直しの当否の前担して、現行税制の基礎となる要件審査の在り方やその見直しの可を検討しているところであり、要件審査を見直すとした場合に代替置を適切に講ずることが可能かも含めて精査し、対応方針を検討まいりたい。また、住宅用家屋証明書の提出が要件とされている住宅用家屋る登録免許税の税率の軽減措置は令和3年度税制改正の検討過における要件審査の検討とあわせて検討する必要があることがの対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正における要件審査の検討とあわせて検討する必要があることがの対応方針は令和4年度税制改正における当該軽減措置の改正ないるようにといるが確定した段階まで明らかにできない旨、ご留意いただきたいなお、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解提示いただいた証明書の廃止についての御懸念に関しては、提供があるの今回のご提案が、証明書の廃止ではなく、自治体による	生じ 5【国土交通省】 (10)租税特別措置法(昭32法26) 「否 住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置(72条の 注 2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項)について は、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減について早急に 検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省) に会 く令4> の、そ 5【国土交通省】	美計中	令和5年中に結論を得る	令和4年度税制改正により、住 宇宙の所有権の秘密を を開家屋の所有権の税を をのかりの対象となる住 等の登録を の対象となるを 等の対象となるを での事変で、 を で、 を で、 を で、 を で、 を で、 を で を で を で	早急に検討し、令和5年中に結合を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。